

**社会福祉法人 北九州障害者福祉事業協会
役員等の報酬に関する規程**

平成20年6月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、常勤職員として給与を受ける者は除くものとする。役員等の報酬の併給は行わない。

(報 酬)

第2条 役員等に対し次のとおり報酬を支給する。

- (1) 非常勤の理事長は、月額100,000円を支給する。
- (2) 評議員及び理事、監事が法人業務を行う会議に出席した場合は1回につき10,000円を支給する。
- (3) 苦情解決第三者委員が調整、助言等のために会議に出席した場合は、1回につき5,000円を支給する。

(旅 費)

第3条 役員等が法人の代表からの求めにより旅行するときは、法人の旅費規程に定める旅費交通費を支給する。

(支給方法)

- 第4条 第2条第1項第1号については毎月の職員給与支給日に支給する。
- 2 第2条第1項第2号及び第3条については、その都度支給する。
 - 3 第3条については出発前に支給する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

(費用弁償規程の廃止)

社会福祉法人北九州身体障害者福祉事業協会費用弁償規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年3月20日から施行する。